

「パートナーシップ構築宣言」

当社は、サプライチェーンの取引先の皆様や価値創造を図る事業者の皆様との連携・共存共栄を進めることで、新たなパートナーシップを構築するため、以下の項目に重点的に取り組むことを宣言します。

1. サプライチェーン全体の共存共栄と規模・系列等を超えた新たな連携

直接の取引先を通じてその先の取引先に働きかける（「Tier N」から「Tier N+1」へ）ことにより、サプライチェーン全体での付加価値向上に取り組むとともに、既存の取引関係や企業規模等を超えた連携により、取引先との共存共栄の構築を目指します。その際、災害時等の事業継続や働き方改革の観点から、取引先のテレワーク導入や BCP（事業継続計画）策定の助言等の支援も進めます。

（個別項目）

a. 企業間の連携

M&A等の事業承継支援、プラットフォームの構築などを通じ、企業のビジネスマッチング機会の創出を支援します。

b. IT実装支援

IT を活用した取引先との情報共有や業務のデジタル化を進め、サプライチェーン全体での効率化に努めます。また、取引先のITツール活用のための助言・支援を行います。

c. 専門人材マッチング

取引先に対し、最適な専門人材や支援機関等とのマッチング支援を行います。

d. グリーン化の取組

環境負荷の少ない商品・サービスや、環境配慮に積極的に取り組んでいる企業を優先的に取引先に選定します。また、GXに関する取り組みを推進する企業の戦略立案・実行を支援します。

2. 「振興基準」の遵守

親事業者と下請事業者との望ましい取引慣行（下請中小企業振興法に基づく「振興基準」）を遵守し、取引先とのパートナーシップ構築の妨げとなる取引慣行や商慣行のは正に積極的に取り組みます。

①価格決定方法

不合理な原価低減要請を行いません。取引対価の決定に当たっては、下請事業者から協議の申入れがあった場合には協議に応じ、労務費上昇分の影響を考慮するなど下請事業者の適正な利益を含むよう、十分に協議します。取引対価の決定を含め契約に当たっては、親事業者は契約条件の書面等による明示・交付を行います。

②手形などの支払条件

下請代金は全て現金で支払います。例外的に手形で支払う場合には、割引料等を下請事業者の負担とせず、支払サイトを 60 日以内とするよう努めます。

③知的財産・ノウハウ

知的財産取引に関するガイドラインや契約書のひな形に基づいて取引を行い、片務的な秘密保持契約の締結、取引上の立場を利用したノウハウの開示や知的財産権の無償譲渡などは求めません。

④働き方改革等に伴うしわ寄せ

取引先も働き方改革に対応できるよう、下請事業者に対して、適正なコスト負担を伴わない短納期発注や急な仕様変更を行いません。災害時等においては、下請事業者に取引上一方的な負担を押し付けないように、また、事業再開時等には、できる限り取引関係の継続等に配慮します。

3. その他（任意記載）

- 事業活動を通じて得られた利益やコストダウン等の成果配分を取引先との間で「50/50（ファifty・ファifty）」となるよう分かれています。
- サプライチェーンの取引先の皆様や価値創造を図る事業者の皆様と円滑に事業推進が出来るよう努めて参ります。
- パートナーシップに関する目標を当社ホームページ (<https://www.tokyo-kst.jp/>) に掲載し、継続的な取り組みを行います。

2024 年 3月 11日

株式会社東京経営サポートー

企業名
者)

代表取締役 内木 盛人

役職・氏名（代表権を有する